

仏敎が実証する社会福祉の問題点

— 実例 そのⅡ —

別 所 衣 子

私は、福祉という言葉を、前回で、「慈恩」と、結んだ。

然しながら、それは、大別しての事であって、利他益の事業を示したことはない。厚生省の書類に基づいて、印鑑、一つ、又は、又は、押印で、利為及び損得、恩恵が得られるものと、思われては、困るのである。確かに、社長福祉の問題点は、その制度にも、政策にも、保障の改革を、現実的に必要ではあるが、これ等は、基本的な問題なのであって、実証以前に、内証のある事を合掌する者、忘れてはならない。

だからこそ「慈恩」と訳し、「恩恵」とは、訳さなかった。人間は、利他的作用によって生きていくべき、生物ではないからである。三昧は、授かる。然し、利他作用、損得、利益は、実証的に、授かるものではない。

それは、いわゆる、捺印用紙で、役割を果たしたと思っている役人や、授給者の都合上の例であって、福祉という言葉に、あてはまらない、保障とは、関係のない経済の低成長の

方式にすぎないからである。

その法律が、慣習化され、社会生活全般にわたるのが、当然と思ひこんで、いる人間がいたとするなら、そんな、人間は、さっさと、死んでいたゞきたい。ほんとうに、すぐにでも、あの世に行ってもらいたい。

仏敎を、学び、発言しながら、ずい分と、冷酷と思われるかもしれないが、とんでもない。仏敎では、そんなことは、ちっとも敎えてはいない。仏陀の成道への運ばれたの一番初めは、「生老病死」の有限より始まっているからである。

人間は、胎内で、骨が出来上れば、生まれなければならない。生まれたら、最終に、死が待っている。しかし、その間、病氣あり、老ありとなせば、この、プロセスは、死を目的とした生を意味する甚だ、没善的行き詰りの「生」となるので、生命持続に適合せず、そこには、「実存」がない。実存なくしては、自己保存は、不可能であり、生活というもの

は、ないのである。生活とは、生存では、ないのである。生きて、生きて、生きぬかなければならない。なぜなら、我々、人間は、誰しも、生きる権利がある。然し、その保障制度として、対応策に、社会福祉があり、福祉の内に、医療供給があるのであって、医療費、経済分析、価格指数、地域社会の為に、あるものではないからである。

医療価格指数の分析、質化を、考慮しての社会保障医療や、医療ではなく、その患者へ対する、公的療費の動向でなければならぬ。

その、一番、判りい、点が、生保条件であるのだが、現実には、保護の原則、(第二章、第七条によるものとする)扶助の方法、(第五章、第三十条)が、その地域別に応じて、全く、いゝかげんに、取り扱われている市が、あるとしても、それが、医療保護の条件に入っている場合、被保護者は、不利益でも、正当な理由でも、「法」の規定に、基づきの一言で、その市の地方自然体制に、肯定しなければ、ならない。と、すると、この法律は、交付するどころか、逆に、被保護者の方から、授与している形となる。そして、その被保護者は、現状の不安を脱却すべくもなく、断念し、運命を任せが如く自己の標本を、見失う者までいるのである。

これが、現代、当面の問題であり、貴重な人生を、解釈もせずに、人間を骨抜きにしてしまつてはならない。法華経を

批判しても、人間の心の深部に浄土教界が埋没し、浄土教を、批判しながらも、行き悩み、法悦を、感じている人間と、ちっとも、かわりはしない。だから、こそ、先程、さつと死んでいたゞきたいと言つた。

福祉とは、役目だけで、すんで、いゝものだろうか。と、すると、不服審議は、直接、厚生省へ、とびこんで訴えざるを得ないであらう。

私のところへ、中学を卒業し、せっかく、合格した高校を、中退してしまつた、一人の少女が、不安そうな様子で、相談しにきた。

彼女の家は、被保護者となつており、パートでも、バイトでもして、いさゝかでも働かなければならない少女であつたが、どうも、時折、外泊したりしているらしいので、私も始めは、半信半疑であつた。ところが、その外泊が、赤面する事柄ではなく、そうした友人同志で、夢中で、勉強しているのが判つた。どうしても、国立大入試まで、自分を持つて行きたいからだと言つた。いゝだろう。然し、なぜ国立大と決めたのかと尋ねたら、月謝が安いからだと言つた。それも、いゝだろう。だが、意外な事は、各自、外泊までして、集まつて勉強しなければ、勉強する時間が、無いのだという事である。

なぜなら、彼女達の住む市の福祉事務所から、労働時間、

仏教が実証する社会福祉の問題点（別所）

収入が足りない、すくなくすぎると、いう事であった。私は、すぐに、給与明細の申告書と、給料を調べてみたが、少くとも、間違は、なかったのである。

多額に申告している少年少女が、いたと、するならば、それは、特殊な職ではない。

たかが、十五、六歳の少女に、両方を要求するのは、福祉ではない。何の為の被保護者なのか。例え、義務教育が修了していても、まだまだ、彼女達には、人生の方向づけが、必要なのである。大人達の、ふとした軽はずみな言葉、不注意な論旨からの物的条件のみの状態から万一、彼等、彼女達を、不祥事へ走らせたらどうなるのか。

これが、現実にある実体である。主体性は、持つべき年齢ではあっても、この年齢で、何で、人生が判り得るだろう。

「福祉」とは、「慈恩」であると同時に、智慧である。

この「智」は、裏付けられ、基礎づけられた上に、温く導き、実践していく個人的な、具体策である。それなら、行為の上に於て、目的論的立場を要求することも出来得る。

智覚が、實在論的に、方法論を計り、慈悲の抱擁力がなければ、「福祉」とは、いえない。仏教が実証した社会福祉の問題点というのは、つまり、こゝに在る。世親の仏性論に、あるように、完成された形に於て大乘思想であり、光明の地に依る利他の行為に、意義があり、与える権利を有する者

も、被保護者も、双方、求方者でなければ、ならない筈である。だからこそ、智慧と言ったのであって、智慧と、知識は、全く、ちがうのである。この智慧は、世智の智慧ではない。世智であるなら仏智に対する。そんな形容詞で片づけられては、仏陀の説いた慈悲が、解るわけでは、ないのである。地域別データによる、政策の合理化と体系化は、基本概念の整理と方途であつて、ぎりぎりの限界のみで生きていく人間だけの問題ではない。そうした人間の給付とするならば、尚更の事、その人間の質を考慮しなければならない筈であり、質変化を考察すれば、効率化出来得る筈である。効率化なくして、社会福祉などとは、言い得ないであろう。これは、特権ではない。方途である。仏教は、紀元前より、社会福祉を実証しているのである。「大慈悲、報恩、謝徳」然し、そこに、条件を、つけたらどうか。自己完成が生活法であり、仏教受容の多様性が、一人、一人の基本課題、として指示し、提供し、連帯性を保ち、それが、相互扶助となり、即ち援助であつたのだが、観念的ではなく、人間存在を無限に問いつづけての意義であり、この意義が「無上正覚」なのである。更に、生命は、平等でも、人間の形式は、貧富の差に於てではなく、人間価値として、質として、決して平等ではない。（完）